

○大岳放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例

令和4年9月29日

条例第12号

(設置)

第1条 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、大岳放課後児童クラブ施設(以下「施設」という。)を設置する。

(位置)

第2条 施設の位置は、久米島町字山里177番地とする。

(事業)

第3条 施設においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。
- (2) 遊びの活動への意欲及び態度の形成に関すること。
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
- (4) 児童の遊びの状況の把握及び家族への連絡に関すること。
- (5) 児童の健全育成上必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 町は、次に掲げる施設の管理に関する業務を行わせるため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)を指定するものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他町長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、法令、条例、規則その他町長が定めるところに従い、施設の管理を行わなければならない。

(開所時間及び休所日)

第6条 施設の開所時間及び休所日は、町長が別で定める。

(利用の許可等)

第7条 施設を利用しようとする者は、別に指定管理者が定める利用の許可申請に係る書面により指定管理者に申請し、あらかじめその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 施設を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第6号に該当する場合は、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金)

第10条 利用料金は法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受されるものとする。

- 2 利用料金は法第244条の2第9項の規定に基づき、別表の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金については指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、町長が別で定める場合に該当するときは、利用料金を減額又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により施設を利用できないときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第13条 利用者は、施設の利用を終えたとき、又は第9条のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を取るべきことを命ずることができる。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、故意又は過失により施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続き等)

第15条 指定管理者の手續等については、久米島町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成17年久米島町条例第17号)によるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

別表(第10条関係)

区分	単位時間	金額
施設利用料金	1時間	1,000円
施設利用料金冷房使用加算	1時間	500円